

“新しい林業”チャレンジプラン推進事業実施要領

令和7年7月1日制定

令和8年4月1日改正

(通則)

第1条 “新しい林業”チャレンジプラン推進事業の実施にあたっては、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）及び秋田県林業関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、林業従事者の確保ならびに定着に向けて、県内の林業経営体が、多様な働き方や就労環境の整備等によりモデルとなる取組（チャレンジプラン）を実施し、魅力ある職場環境の創出を通じて、林業のイメージアップや業界への波及を図ることを目的とする。

(採択申請、要件)

第3条 事業主体として採択を受けようとする者は、別に定める募集期間内に、“新しい林業”チャレンジプラン推進事業採択申請書（様式第1号）、チャレンジプラン概要書（様式第2号）等により知事に申請する。

2 本事業の対象者は、別に定める審査会の審査を経て、知事が採択した者とする。
なお、事業主体の要件として次の各号の全てに該当しなければならない。

(1) 県内に事業拠点を有する林業経営体

(2) 次に掲げる欠格事項に該当していないこと。

ア 国税又は地方税の滞納があること。ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。

イ 県又は公的金融機関（以下「債権者」という。）からの融資（間接融資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っていること。ただし、債権者が認めた返済計画があるものを除く。

ウ 事業者及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であること。また、反社会的勢力と関係を有していること。

エ 本事業に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由があること。

3 知事は、前項の結果について、“新しい林業”チャレンジプラン推進事業審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

なお、知事は、前項の採択をする場合において、様式第2号にあるチャレンジプラン概要書に一部修正を加え、又は条件を付すことがある。

4 本事業の実施期間は、交付決定日から令和9年3月31日（水）までとする。

5 事業対象者は、知事から、この事業に関連する要請があった場合は協力しなければならない。

（採択の取消）

第4条 知事は、前条第2項において採択された者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業対象者としての採択を取り消すことができる。

- （1）事業計画を確実に実施することができないと認められるとき。
- （2）偽りその他不正な手段により採択を受けたとき。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、別表のとおりとし、次の各号に掲げる経費を含まないものとする。

- （1）交付決定日よりも前に入札、契約、購入、設置等を実施したもの
- （2）補助対象事業の実施に直接的に関係の無い経費
- （3）事業対象者が雇用する職員や非常勤職員等の人件費
- （4）事務経費、その他経常的経費
- （5）飲食費（会議等の茶菓代を含む。）
- （6）国、県又はその他法人等に係る他の補助金若しくはその他資金の補助、助成又は委託の対象となっている経費
- （7）その他知事が適当でないと認めるもの

（補助金の交付額等）

第6条 年度ごとの補助金上限額は100万円とし、補助率1／2以内とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするときは、要綱第2条に基づき、補助金交付申請書（要綱様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

(1) チャレンジプラン概要書（様式第2号）

(2) 収支予算書（要綱様式第3号）

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、要綱第4条により、補助金交付決定通知書（要綱様式第6号）により当該決定をした事業対象者（以下「補助事業者」という。）に対し通知するものとする。

(補助対象期間)

第9条 補助対象期間は第3条第4項の実施期間の範囲内とする。

(実績報告書等の提出)

第10条 補助事業者は、各年度の補助事業が完了した日から30日以内又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（要綱様式第9号）に次の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) チャレンジプラン実績書（様式第2号）

(2) 収支精算書（要綱様式第3号）

(3) 事業の実施内容や効果がわかるもの（実施状況を撮影した写真等）

(4) 経理関係書類及び納品書、領収書等の写し

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条の報告を受けたときは、報告書の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、補助金額を確定する。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 知事は、要綱第 3 条第 1 項の規定による計画変更等の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令若しくは本要領に基づく県の指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本要領に定める事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助対象事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備、保存の義務)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の経理に係る帳簿類を別途作成し、他の経理と明確に区分してその収支を記録しなければならない。また、経費の支払いに係るすべての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、請求書、支払指図書、領収書等債務の発生事実及び支払いに当たって作成又は取得した一切の書類）を整理して保管しなければならない。なお、これらの帳簿類及び証拠書類については、補助事業終了後 5 年間保存するものとし、県の求めがあった場合においてはその内容を開示しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、林業木材産業課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助対象経費

メニュー	支援内容例	補助対象経費
人材確保ツールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自社HP整備・改修 ・就職サイト登録 ・求職フェアへの参加 ・自社PR広告 ・その他独自の取組 	<p>左記事業の実施に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・その他
就労環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・能評価制度の導入 ・就業規則・給料表整備 ・フレックスタイム制導入 ・女性・若者の受入体制の整備 ・その他独自の取組 	
スマート林業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・技術習得研修 ・スマート機器導入（試行リース等） ・その他独自の取組 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人材受入体制の整備 ・余剰労働力活用体制の整備 ・造林保育事業への参入 ・その他独自の取組 	

“新しい林業”チャレンジプラン推進事業採択申請書

令和 年 月 日

（あて先）秋田県知事

（申請者）

住 所

会 社 名

代表者氏名

次のとおり事業を実施したいので、“新しい林業”チャレンジプラン推進事業実施要領第3条第1項に基づき申請します。

（添付書類）

- （1）チャレンジプラン概要書（様式第2号）
- （2）会社概要
- （3）事業対象経費の積算根拠となる参考見積書
- （3）その他参考資料

チャレンジプラン概要書（実績書）

1 事業名（活動のタイトルをご記入ください）

--

2 現状と課題（林業への就業・定着促進の視点でご記入ください）

--

3 事業内容（上記の課題に取り組むため、どのような事業を実施するかご記入ください）

--

4 事業スケジュール

実施時期	実施内容	実施場所

※実施時期、実施内容、実施場所等を具体的に記入してください。

※事業内容を補足する資料があれば添付してください。

5 想定される効果、アピールポイント

--

6 その他（自由記述）

--

7 事業経費内訳書

次頁参照

事業経費内訳書

項目		経費の内訳 (具体的に使いみちを明記し、その単価や数量などの 算出根拠を記入)	事業費 (円)	希望する 補助金額 (円)
1	報償費			
2	旅費			
3	需要費			
4	役務費			
5	委託料			
6	使用料及 び賃借料			
7	その他			
合計(千円)				

注) ・合計金額は千円単位とすること。

・経費単価について根拠資料(見積書等)を必ず添付すること。

令和 年 月 日

（申請者）

会 社 名

代表者氏名

様

秋田県知事 ○○ ○○

“新しい林業”チャレンジプラン推進事業の採択について（通知）

令和 年 月 日付けの採択申請について、“新しい林業”チャレンジプラン推進事業実施要領第3条第3項の規定に基づき、審査結果を通知します。

審査結果 採択・不採択

（不採択の場合は以下省略）

については、同要領第7条に基づき、 月 日まで補助金交付申請書を提出してください。